

D5.2 紛争および懲罰に関する手続きの規則

特定用語の定義

本規則内で使用される言葉や語句は憲章ならびに一般定義で定められているものと同義とする。以下のものは次の通りとする。

競技規則

競技会にかかる規則で随時修正される。

参加資格規則

参加資格にかかる規則で随時修正される。

ジュリー

CR12に規定されているジュリー。

審判長

CR18に規定されている審判長。

技術代表

CR5に規定されている技術代表。

1. 総則

1.1 本規則1.2またはその他の規則もしくは規程で別途定めがない限り、本規則が原因で紛争が生じた場合、以下に定める規定に従って、解決を図り、あらゆる懲戒手続きを実施するものとする。

1.2 以下に掲げる問題は本規則1に定める紛争および懲罰に関する規程の適用対象外とする。

1.2.1 アンチ・ドーピング規則に従って下された決定が原因で紛争が生じた場合。アンチ・ドーピング規則違反が原因で紛争が生じた場合を含むが、これだけには限定されない。かかる紛争は、アンチ・ドーピング規則および規程に従って解決をはかるものとする。

1.2.2 インテグリティ行動規範に関する違反の疑い、違反、同規範にかかる規則または規程の違反は、インテグリティ行動規範で定められた手順ならびに当該規則および規程に従って解決するものとする。

1.2.3 上記以外の旧倫理規範(またはいかなる過去の倫理規範)の違反は、インテグリティ行動規範とその当該規則および規程に従って解決されるものとする。

1.2.4 ある競技者の競技会参加資格に対し、当該競技会の開催前に異議が申立てられた場合。この場合は、TR8.1に従い、技術代表の決定に対して、ジュリーに上訴を行う権利が認められる。ジュリーの決定(ただしジュリーがいない場合、または上訴が行われなかった場合は技術代表の決定)は最終的なものとし、一旦決定が下れば、CASに対するものも含め、それ以降一切上訴を行うことはできない。当該競技会の開催前に満足のいく解決をはかることができず「抗議中」として競技会に参加することが当該競技者に対して認められた場合、当該事案はWAカウンスルに付託するものとし、WAカウンスルの決定を最終的なものとする。一

且決定が下れば、CASに対するものも含め、それ以降一切上訴を行うことはできない。

- 1.2.5 競技が原因で紛争が生じた場合。ある競技の結果または行為に対して異議が申立てられた場合を含むが、これだけには限定されない。この場合は、TR8.3に従い、審判長の決定に対して、 Jury に上訴を行う権利が認められる。 Jury の決定(ただし上 Jury がいない場合、または上訴が行われなかった場合は審判長の決定)は最終的なものとし、一旦決定が下れば、CASに対するものも含め、それ以降一切上訴を行うことはできない。
 - 1.2.6 参加資格規則の違反は参加資格規則第4条に基づき解決される。
2. 加盟団体またはエリア陸連の規則および規程から生じた紛争
 - 2.1 各加盟団体およびエリア陸連(地域陸協)は、特定の規則または規程で別途定めがない限り、本規則の下で、管轄下の競技者、サポートスタッフ、またはその他の者に関する紛争および懲罰に関する手続きが生じた場合、その如何にかかわらず、加盟団体によって構成または承認された聴聞機関による聴聞に付されるものとする旨を定めた条項をその憲章に盛り込むものとする。かかる聴聞を行う場合は、以下の原則に留意しなければならない。
 - 2.1.1 当事者は、公平公正な聴聞機関において、適切な時期に聴聞を受けることができる。
 - 2.1.2 自分に対する嫌疑の内容を公正かつ適切な時期に知らされる権利を有する。
 - 2.1.3 証人の召喚および尋問も含め、証拠を提出する権利を有する。(自らの費用負担で)弁護士および通訳を雇う権利を有する。
 - 2.1.4 理由を付した書面による決定を適切な時期に受け取る権利を有する。
 - 2.2 加盟団体が聴聞会の実施を(加盟団体内外の)団体、委員会、または裁決機関に委託する場合、または理由の如何を問わず、加盟団体外部の国の団体、委員会または裁決機関が、本規則に従い、競技者、競技支援要員、またはその他の人に対して聴聞を行う責任を有する場合、本紛争および懲罰に関する手続きにかかる規則の目的においては、かかる団体、委員会、または裁決機関が下した決定を加盟団体の下した決定とみなすものとし、「加盟団体」という表記はかかる団体等を指すものとして解釈する。
3. WAと、加盟団体、エリア陸連、競技者、競技支援要員またはその他の者の紛争。
 - 3.1 本規則第3条は、一方の当事者がWAと、他方の当事者に、いかなる加盟団体、エリア陸連、競技者、競技支援要員、または、憲章および/またはいかなる規則または規程が適用されるその他の者との間に生じる、憲章および/または規則または規程、および/またはWAの決定、行為、または不作為にかかる法的紛争について定めている。紛争の原因に関係なく、憲章またはいかなる規則、規程の紛争解決にかかる規定においても扱われていない事案(「紛争事案」)を対象とする。憲章第84条の対象となり、また同条に基づき、かかる紛争はCAS(事案によりOrdinary Arbitration DivisionまたはAppeal Arbitration Division)に仲裁に持ち込まれ、その他いかなる裁判所や調停機関にも付託されない。当該紛争事案に対してCASは聴聞し、CAS Code of Sports-Related Arbitrationの規定に基づき最終決定を下す。紛争事案は憲章および規則および規程に準拠しモナコ公国法が補完的に適用される。各当事者が別途合意しない限り、CASにおける仲裁手続きは英語にて、3名の仲裁人で構成されるパネルを前にして行われる。CASによる紛争事案に対する判決の前は、審議にかかる、憲章、規則または規程における定め、決定、作為または不作為の内容は、CASが

無効と命じない限り有効であり続ける。紛争事案に対するCASが下す決定は、最終とし、全ての当事者を拘束し、全ての当事者はいかなる形式の上訴、再審査、その他異議申立ての権利を不可逆的に放棄する。ただし、スイス連邦法国際私法典第12章の規定が該当する場合はこの限りではない。

4. 加盟団体の資格停止
- 4.1 加盟団体の規則違反により、カウンシルが当該加盟団体の資格停止を求める場合、憲章第15条に規定される手続きに基づき、資格停止の根拠を記した書面による事前通知が送信し、当該事案に対する聴聞を受ける、合理的な機会を提供しなければならない。
5. (i)加盟団体間、(ii)エリア陸連間、および (iii)加盟団体－エリア陸連間の紛争
- 5.1 各加盟団体およびエリア陸連は、その憲章にて(i) 加盟団体、(ii) エリア陸連、(iii) 加盟団体－エリア陸連間の紛争はカウンシルに付託されることを規定しなければならない。カウンシルの対応をとる。
 - 5.1.1 そのような紛争や不一致の解決の援助となる手順を踏むこと。(仲介人を任命することも含む)
 - 5.1.2 必要とする場合、各当事者に、CAS (Ordinary Arbitration Division) の仲裁に事案を付託し、以下の本規則5.2に基づき、その他いかなる裁判所や調停機関にも付託しないことを指示すること。
- 5.2 CASに提出するいかなる紛争事案も、本規則5.1.2に基づく指示から5日以内に申請しなければならない。紛争事案がCASに付託された場合は、CASは、CAS Code of Sport s-related Arbitrationに基づき、当該事案を解決する。